滋賀県消費者基本計画(第4次)関連施策(令和6年度実績・成果および課題)

資料4

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	■重点施策1 消費者取引の適正化 (1)取引等の適正化				
	特定商取引法・消費生活条例等の適正運用	特定商取引法や消費生活条例等に基づく事業者指導を積極的に行い、 悪質事業者に対する指導等の強化を図る、複数の府県にまたがる消費 者被害も多発していることから、国や他の都道府県との連携を図り、事 業者指導の効果を高める。	法に違反した事業者がいないが調査し、消費者および事業者から聴取を行った。また、事業者から和談に応じ、特定商取引法にかかる取引の適正化に努めた。 ・特定商取引法・消費生活条例違反:指導件数:3件(2件:消費生活センター、1件:県民活動生活課) ・特定商取引法・消費生活条例等に関する事業者との面談:45件(消費生活センター)	安全・安心な取引を行うことができる環境を消費者に提供するため、消費者から相談の多い 事業者や悪質な事業者の調査や行政指導に引き続き取り組んでいく。 また、特定商取引法に係る指導対象となる事業者は、主に法令のルールを知らない中小企業 や個人事業者であり、事業者からの相談対応は行っているが、より多くの中小企業や個人事 業者に向けた法令の周知も行っていく必要がある。	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活協同組合の指導検査	消費生活協同組合法の規定に基づく指導検査の実施により、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、組合員等の保護を図る。	・各生協および生協連への指導・検査を実施し、業務が健全かつ適切に運営できるよう、指摘 や助言を行った。特に財務面においては、公認会計士の協力により適切な運営指導を図った。 た。 検査対象組合:4生活協同組合	生協検査において、生協法に基づいた、基本的な規定整備や経理事務についてできていな い生協も見られることが課題である。引き続き指導に取り組んでいく必要がある。	県民活動生活課
基本方針Ⅰ 安全・安	貸金業者の指導監督	貸金業法に基づき、賃金業者の業務の適正な運営の確保および資金需要者等の利益の保護を図る。 ・賃金業者(県知事登録業者)の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施	賃金業者に対して、賃金業法をはじめとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な連営を図った。 ・業有の登録に関する業務(登録および更新要件審査、変更、廃業等) 登録業者数:5業者(今和6年3月31日現在)→5業者(令和7年3月31日現在) ・資金業者に対する業務指導、報告徴収 ・資金業者に対する支業務指導、報告徴収 ・資金業者に対する支援を通り、表別のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、12業者では、13、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、	特になし	中小企業支援課
心な消費	建設業者の指導監督	建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。・建設業者の指導、監督・建設業許可業者の情報公開・・建設業許可業者の情報公開	- 建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対し、行政指導を行った。 - 建設工事の発注者等に建設業者の経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に併するため、許可申請書報を閲覧に供した。 - 建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。	建設工事の適正な施工や発注者保護等の観点から、今後も引き続き左記取組を継続してい く必要がある。	監理課
生活の確保	宅地建物取引業者の指導・監督	宅地建物取引業務の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づき業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。・宅地建物取引業者事務所調査の実施	宅地建物取引業の取引の公正を確保し、消費者保護を図るため、免許業者の事務所調査を 実施した。 ・令和7年1月~3月 19事務所 また、免許申請(新規、更新)時において事務所が適法に設置されているかの現地確認調査 を委託実施した。 ・令和6年度 198事務所	特になし	住宅課
	健康福祉サービス評価システムの推進	健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価および第三者評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証なとを行う。 ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価でステム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発	◇健康福祉サービス評価システムの推進「健康福祉サービス評価」、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者をも別に、事業者でも知り、第三者の計画が評価する「第三者評価」の受審を促進した。 (1)第三者評価の受審状況保育所・認定ことも関・放課後児童クラブ 13件高齢者適所系サービス1件(2)第三者評価機関の認証新規認証2件(計5法人認証)3)受審促進の取組状況・社会福祉法人・施設指導を置き受審について指導助言・関長研修会・集団指導・制度について周知啓発	令和4年2月に全国社会福祉協議会より国に第三者評価制度の見直しが提言され、令和5年度から改善策の調査研究が実施されていることから、まずは国の動向を注視していく。その上で、受審数向上に向けて、引き続き全国の取組を参考に、関係者と受審促進策を検討の上、実施していく必要がある。	健康福祉政策課

		消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
基本方針 Ⅰ 安全・安		(2)広告・表示等の適正化	景表表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護 を図る。 ・消費生活相談等を端緒として調査を実施、事業者を指導 ・事業者向け景品表示法の説明会を実施 ・事業者からの表示に関する相談	関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に指導を行った。また、事業者からの表示等に関する相談に対応し、表示の適正化に努めた。 景品表示法にかかる口頭指導・3件(うち消費生活センター:2件)	景品表示法に係る指導対象となった事業者は、法令のルールを知らない中小企業や個人事業者事業所内で景品表示法のルールの周知が不十分な事業者である。景品表示法については県内事業者からの事前相談の対応や県内事業者向け講座を開催しているが、より多くの中小企業や個人事業者に対する適正なルールの周知が課題である。引き続き、事業者からの相談対応や研修の機会を利用して、適切なルールを周知していく必要がある。	県民活動生活課 消費生活センター
	本方	食品表示法に基づく品質表示の適正化の推 進	原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルゲン等の表示について、 食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図る。 ・不適正な食品表示に除る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付 ・事業者からの表示に関する相談	食品表示法および関係の法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する 調査・指導等を行った。 ・調査・指導・非数:6件 ・指示件数:1件	適正な食品表示について、消費者・事業者に広く認識されるようになってきている。今後も、 消費者・事業者等に正確な情報が伝達されるよう、引き続き制度の周知徹底を図っていく。	みらいの農業振興課
	全・	家庭用品品質表示法に基づく表示指導	・販売業者等に対する表示事項遵守の指示 ・消費者の利益が書されている旨の申し出受理	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況 ・検査実施市町数:13市町、検査実施店舗数:30店舗、不適正表示件数:0件 同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の 区域にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれ の権限に基づいて立入検査を実施した。	県内市町にて検査が適正に行われており、令和3年度以降で不適正表示が認められた事例 もなく、特段の課題はない。	中小企業支援課
	な消費生活	米穀の適正流通の推進	米穀の出荷販売事業者等への巡回調査・指導を行うことにより、主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。・制度の周知・啓発や事業者に対する調査・指導	食糧法に基づき、用途限定米穀をその定められた用途以外の用途に供されないよう、巡回調査を実施するとともに、米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、米の産地情報の適正な伝達や記録の保持等が行われるよう指導を行った。また食糧法遵守違反の疑いがあった農業者に立ち入り調査を行った。 ・調査事業者数 2事業者 疑義調査:1事業者(令和7年3月実施)	特になし	みらいの農業振興課
の確保	確 保	計量法に基づく検査等	正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。 ・取引証明に使用する計量器の定期検査 ・商品量目の立入検査 ・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査	(1)計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数:988台(大型・小型はかりの検査台数(分銅・おもりを除く。)) (2)立入検査 ① 計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者者に対する立入検査 ・立入検査事業者数:22事業者 ② 計量器使用者に対する立入検査 ガリリンタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数:70事業者	特になし	計量検定所

	消費者施策の展開(基 重点施策/施策(基		施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	■重点施策2 商品・サ		D確保			
	(1)商品・サービスの安	全性の確保				
基本方針I		危険物規制事務	危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図る。 ・危険物取扱者保安講習会委託 ・消防設備・調習会委託 ・危険物取扱者免状交付等事務委託 ・消防設備・免状交付等事務委託 ・危険物事故防止連絡会	◇危険物規制事務 (1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先:(一社) 滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2.573人 受講者 2.525人 (2) 消防放射上調習会委託、保安協会連合会 (3) 消火設備 申請者 6.4人 (2) 養報設備 申請者 171人 受講者 168人 (3) 選整設備 消火器 申請者 108人 受講者 105人 (3) 危険物取扱者免状・消防設備土免状交付等事務委託 委託先:(一射)消防試験研究センター (1) 危険物取扱者免状・消防設備土免状交付等事務委託 委託先:(一射)消防試験研究センター (1) 危険物取扱者免状 新規交付 1.969件、再交付 139件、書換 23件、写真書換 1,602件 (2) 消防設備土免状 新規交付 494件、再交付 10件、書換 4件、写真書換 124件 [成果】危険物取扱者免状ご消防設備土の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならび に消防設備工事の適切な施工に寄与した。	特になし	防災危機管理局
安全・安心な消費生活の確保	危険物・高圧ガス等に対する保安対策	高圧ガス指導取締	高圧ガス(LPガス等)の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。 ・事業所・販売店に対する立入検査等の実施・保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発	(1)立入検査等の実施 ①高圧ガス関係 保安検査 25件 移動車両立入検査 3件 ②LPガス関係 保安検査 25件 移動車両立入検査 3件 ②LPガス関係 助死活立入検査 37件 (2)保安調督会の実施 ①高圧ガス関係 ・ 令和6年10月30日(水) 13:00~17:00	高圧ガス指導取締について、滋賀県高圧ガス保安協会に高圧ガス保安対策委託事業を委託しており、当該協会に所属している指導員が高圧ガス取扱事業所、巡回指導を美施し、法に係る基準様を指導している。 課題として、指導員の高齢化により年々人数が減少していることにより、巡回指導の件数維持が困難になっている。今後、指導員の確保や委託事業の見直しが必要と考えている。	防災危機管理局
		火薬類等指導取締	火業類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図 る。 ・販売店および消費者に対する立入検査等の実施 ・保安・啓発業務委託	◇	特になし	防災危機管理局

	消費者施策の展開(基本方針)	********	A107 F. C.	==== (A fo / fo	=m 42
	重点施策/施策(事業)名	- 施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	危険物・高圧ガス等に対 する保安対策 取締	粗悪な電気用品(工事)等による危害を防止する。 ・販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 ・電気工事施工業者に対する保安講習会の開催	◇電気工事等指導取締 (1)立入検査等の実施 今和6年度実施 0事業者 (2)保安講習会の実施 ・和6年度実施 0事業者 (2)保安講習会の実施 ・令和6年9月26日(木) 13:30~16:00 のこね市女化プラザ 出席者数 電気工事業者 513人 ・令和6年10月10日(木) 13:30~16:00 守山市民ホール 出席者数 電気工事業者 617人 【成果】電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。	特になし	防災危機管理局
	消費生活用製品の安全の確保	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を 行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	・法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域 内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査 ・特定製品(乳児用ペッド、圧力なペ等)> 立入販売事業者数:25件(うち違反事業者数:1件) 〈特定界型組(名加給湯器、石油ふろがま)> 立入販売事業者数:0件	引き続き各市町において、適切に立入検査がされるように法改正等の周知とあわせて依頼していく。	県民活動生活課
基本方針I	びわ湖材産地証明事業	県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示 管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発	- 県産木材取扱業者の審査・認定・登録 : 新規認定1件、再認定15件、変更他1件 ・登録業者への指導・検査 : 23件 ・産地証明の普及啓発 : 流通状況取りまとめ(四半期毎) ・産地証明、流通量の把握、情報の提供 : 研修会開催1回	特になし	びわ湖材流通推進課
安全・中	家庭用品安全対策の推進	有害物質の含有する家庭用品について監視および検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試質ラストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査	厚労省から四半期ごとに送付される家庭用品監視速報を各保健所に共有して安全対策を推進した。 有書物質の含有する家庭用品被害の苦情等はなかった。	特になし	生活衛生課
安心な消費生活の確保	建築物等の安全対策	構造・設備・敷地・用途が適法な建築物が提供されるよう、建築土事務所 や建築工事事業者、指定確認検査機関等に対する調習会を開催すると ともに、建築基準法に定める中間検査や完了検査、定期点検の実施等に かかる指導を実施する。	◇建築物等の確認等 (1)建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・中間検査・完了検査シールの交付制度の実施 ・中間検査・完了検査を実施物件への留促 (2)指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 ・建築士事務所への立入検査・26件 ・指定確認検査機関への立入検査・保持・指定確認検査機関への立入検査・保持・指定確認検査機関への立入検査・保持・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・運転・	・特殊建築物定期報告未提出施設への督促や防災点検の実施により、建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保を図っているところである。建築設備(昇降機)関係は定期報告の提出率がある程度高く、その維持管理が適切に行れれていることが確認できている一方で、建築物の定期報告の提出率が建築設備に比べて低いことから、その維持管理が適切にされていることが確認できる建築物をより増やしていくことが課題と捉えている。・建築士事務所の立入検査について、対象事務所の選定項目に業務報告が提出されていない事務所も考慮することで、業務報告の提出を促し、消費者への情報提供を促進したい。	
保	医薬品等の安全の確保	有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質や査 ・医薬品等の苦情・相談処理	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して監視指導を実施した。また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。(1)薬事関係事業者への監視指導対象施設数 :7,716件監視指導施設数 :7,716件監視指導施設数 :1,191件違反免見数 :1,28件(2)医薬品等の以五検査(2)医薬品等の以五検査(違反なし)医薬品等の以五検査(違反なし)医薬品・7検体 (2 健康食品等のは質調査(違反なし)強壮用、援身用:4検体 (3 無承認無許可医薬品の取締監視計算機本、179件(5 下適1件)(3)医薬品等の苦情・相談 20件	消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るためには、今後も継続して監視指導を実施 していく必要がある。	薬務課
	医療サービスの安全の確保	医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・ 医療機関との信頼関係の構築を支援する。	県医療安全相談室において、694件の相談に対応し、患者・家族等と医療提供施設との信頼 関係の構築を支援した。	幅広い相談内容に対応できるよう、相談員の更なるスキルアップが必要であり、また、患者・ 家族が自立して行動できるよう、啓発していくことが課題	医療政策課

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	毒物劇物の安全対策	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 ・毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 ・ 幸物劇物営業者等の監視指導 対象施設数 : 664施設 歴報治導施設数: 245施設 違反発見施設数: 58施設	毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るためには、今後も継続して監視指導を実施していく必要がある。	薬務課
	生活衛生施設等の監視指導	生活衛生営業施設等が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導	<生活衛生営業施設の衛生状況に関する監視指導の実施> 対象施設・令和7年度に「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本 県下開催されるにあたり、その関係者が宿泊すると思われる県内の旅館業の許可を取得して いる施設のうち、種別が旅館・ホテルに対して実施する。 力施設数・わたSHIGA輝く国スボー博スボ実行委員会より報告のあった「営業宿泊施設 利用予定書」に記載のある施設を優先約395件(予定)。	令和5~7年は「わたSHIGA輝く国スボ・障スボ」における宿舎衛生を確保することを目的 に、わたSHIGA輝く国スボ・障スボ実行委員会と連携して監視指導を実施している。しかし 令和6年9月末に生活衛生課へ提出される予定であった「営業宿泊施設利用予定書」は、令 和6年12月末時点でも確定しておらず、対象となる施設の見込みで監視指導を行っている。 また宿泊衛生講習会計画等も具体的に進んでいない。「わたSHIGA輝く国スボ・障スボ宿舎 衛生対策実施要領」とおりに監視指導できるように、実行委員会と密な連携が必要である。	生活衛生課
	(2)食の安全・安心の確保				1
基本方針I 安全・安心な消費生活の確保	食の安全確保推進事業	食の安全・安心を確保するため、食の安全情報の提供やシンポジウム・意見交換会等の開催などにより食の安全・安心に関する正確で分かりやすい情報を発信するとともに、滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を表施する。・食の安全・安心神進条例の推進・食の安全・安心・都達条の通性・シンポジウム、意見交換会等の開催・食の安全・安心・審議会の通常・食品営業許可申請に基づく検査の実施・食品営業施設等の監視指導・夏期・年未食品一斉取締り	 ※滋賀県食の安全・安心審議会の開催> 令和6年10月11日 食の安全・安心に関する情報の提供> (1)ホームページ10の安全情報」による情報提供:ホームページへのアクセス件数: 264,195件 (2)食品による健康被害情報の迅速な提供:県内の食中毒情報を、随時ホームページやしらしがメールにより提供 (食の安全・安心に関する意見交換会の開催) ◆食の安全・安心に関する意見交換会の開催(開催主体:食の安全推進室) 開催日:令和6年11月26日・テーマ:「HACCP実践による食の安全・安心の取組み」 参加者数:42人 ◆地域における意見交換会の開催(開催主体:各保健所、食肉衛生検査所) 開催回線9回・参加者数:207人・テーマ:食品営業者が取り組む衛生管理、 食品表示、食中毒予防等の開催> (2)事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2事業者を対象とした研修会:111回、2,679人 (2素許可として計止する。 改正食品衛生法にあが行により、改正前許可業種から改正後許可業種への許可継続は新規許可として計止する。 (三報指導の実施> 監視指導研究施> 監視指導研究施> (1)順管出血性大腸酸、カンピロパクター等食中毒予防対策(5~10月):200施設 (2)食品、添加物等の実施 > に初まの実施。 (1)順管出血性大腸酸、カンピロパクター等食中毒予防対策(5~10月):200施設 (2)食品、添加物等の実施 > (1)個管出血性大腸酸 カンピロパクター等食中毒予防対策(5~10月):200施設 (2)食品、添加物等の実施 予監視(7月):1,311施設 (3)食品、添加物等の年末一斉監視(12月):1,644施設 (4)HACCP重点監視(通年):2,273施設 	〈食の安全・安心に関する情報の提供〉ホームページへのアクセス数が年度によって増減があるため、安定的に増加していくように魅力あるホームページの作成に努める必要がある。 〈一斉監視指導の実施〉改正食品衛主法の施行により令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者はHACCPに治った衛生管理や義務にされたことから、その定着促進ため、食品営業許可検査時にあわせてHACCP実施のための衛生管理計画の確認等を行い、食品衛生水準の向上に努める必要がある。	生活衛生課
	食の安全·安心強化対策事業	食の安全・安心事業を強化するため、大規模な食中毒を想定した模擬訓 旅食店等の自主衛生管理の推進、消費者の意向を反映した買い上 け検査と情報提供を実施する。 ・健康危機管理ジミュレーションの実施 ・特定食品の買い上げ検査の実施	〈健康危機管理シミュレーションの実施〉 実施日:令和6年8月6日 参加施設・県内の学校給食共同調理場の調理員、栄養教諭等 計203名 内容:給食の起送された学校において、食中毒様症状を呈した生徒等が確認された際に必要な初勤対応および被害拡大防止措置について模擬訓練を実施 く特定食品で女際消事業〉 広域流通食品の買上げ検体:290検体	特になし	生活衛生課
	食中毒予防対策事業	食中毒予防の正しい知識および情報を周知するとともに、食中毒の発生リスケが高い飲食店等に対して事故防止対策を重点的に指導する。・食中毒予防のための事業(食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施)・食中毒発生時の疫学調査	食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追究と拡大・再発の防止に努めた。 <食中毒注意報の発令> 食中毒注意報の発令> 食中毒注意報(7月1日~9月30日):8回 ノロウイル及中毒注意報(11月1日~3月31日):6回 <衛生講習会の実施(再掲)> 事業者を対象とした食中毒講習会:62回、1,762人 <食中毒発生時の疫学調査> 食中毒発生時の疫学調査> 食中毒発生件数:9件(調査、行政処分および再発防止の指導を実施)	特になし	生活衛生課

	消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	重点施策/施策(事業)名	カウンシノ・エントン・ストルップ	INDIANA MAIN	Pines (Pino 1 PO)	PV 11
	食品·添加物試験検查事業	食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品、添加物等の規格基準検査 ・最高産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組換え食品の検査	<期格基等検査> 検査数:1,457検体(違反数:1件) (残留農薬検査> (違反数:0件) (グロボンショウ (違反数:0件) (プレルゲン含有食品の検査 > 検査数:40検体(違反数:0件) (遺伝子組換え食品の検査 > 検査数:10検体(違反数:0件) (対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、	特になし	生活衛生課
	食品表示法に基づく表示指導	原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルゲン等の表示について、 食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図ります。 ・夏期・年末食品―斉取締りにおける食品表示に係る監視 ・事業者からの表示に関する相談対応	<夏期・年末食品一斉取締リにおける食品表示に係る監視> (1)食品、添加物等の夏期一斉監視(7月):507施設(表示違反6件) (2)食品、添加物等の年末一斉監視(12月):766施設(表示違反3件)	令和6年度食品、添加物等の夏期一斉監視において6件、年末一斉監視において3件の表示 違反があり、原材料の管理不足、表示対象食品に認識誤りなどであり、今後も、適正な食品 表示の徹底のため、幅広く指導を継続する必要がある。	生活衛生課
基本方針。	食肉衛生検查事業	と	< と畜検査> と畜場内とさつ頑数 牛:9,404頭(全頭検査) < 細胞5字調査> 検査数:580件 < 〜 海線が延足クリーニング検査> 検査数:2検体(陽性数:0件) < 舎生指導計割含> 講習会実施数:2回、41人	特になし	生活衛生課
安全	食鳥肉衛生対策事業	食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導	<食鳥処理施設立入り等検査> 監視指導件数:48件	特になし	生活衛生課
・安心な消費	食品安全監視センター事業	特定食品等製造等施設に対して、HACCPの適切な運用管理を指導することにより、食品等事業者の衛生管理レベルの維持・向上を図る。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・HACCP適合証明制度に基づく証明事務	<特定食品製造等施設等に対する監視指導> 監視指導件数:846件 <haccp適合証明制度に基づ<証明事務> 証明件数:2件</haccp適合証明制度に基づ<証明事務>	HACCP適合証明制度に基づく証明について、年間8件を目標としてるが、令和6年12月末 現在2件である。HACCPに基づく衛生管理を実施している施設の多くが、民間認証を取得 している等の理由により伸び悩んでいるが、2カ月に1回発行するメールマガシンでの告知 等により再度制度について発信するとともに、既に申請申し込みのある施設については、早 急に証明できるよう事務を進める。	生活衛生課
生活の確保	国際水準GAP認証取得支援事業	県産農産物に対する消費者の信頼を高めるため、県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努める。 ・農業教育機関における国際水準GAPの認証取得に係る費用の支援 ・GAP指導員の育成	国際水準GAP認証取得を目指す意欲のある農業教育機関に対し、認証取得の促進と負担軽減のため、認証取得に必要な経費を助成することにより、認証の新規取得および維持・更新を支援。また、果の普及指導員やJAの営農指導員等を対象に、国際水準GAPの知識を習得するための研修を実施し、GAP指導員を育成。 ・ASIAGAPI経営体維持「団体」、JGAPI経営体(新規1団体) ・JGAP指導員基礎所修(12名受講)、ASIAGAP基礎を分研修(7名受講)、インターネット研修(8名受講)、国際水準GAPガイドライン普及促進事業に係る研修(2名受講)	特になし	みらいの農業振興課
	農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業	県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手 法の普及に等め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。 ・普及啓発活動、指導者の育成	生産者および生産組織等に対し、啓発資料の配布や個別指導等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの導入とその高度化を促進。 ・JGAP指導具基礎研修(12名受講) ・GAP認証取得を目指す農業者への個別指導(35回、県内農業者、114名)	特になし	みらいの農業振興課
	環境こだわり農産物認証制度の運営	化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に減らし、かつ農業 濁水の流出を防止するなど琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減ら た技術で栽培された農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証 し、生産者が自身の取り組みを伝えることにより、消費者の商品選択の 判断に役立てる。 ・環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施	認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。 分析試料: 玄米10検体 分析農業別: 25成分 分析結果: 食品衛生法の残留基準値を上回る農薬は検出されなかった。	特になし	みらいの農業振興課
	しがの米麦大豆安全安心確保事業	消費者等の基本的なニーズである食の安全・安心を確保するための米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属、麦のカビ毒の分析を行う取組を支援。	農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米、麦、大豆 の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の 安全性に関する理解を深め、 ・分析点数【計画】 重金属:253点、残留農薬:247点、カビ毒:103点	各項目について安全性の確認および実需者等への情報提供等により県産農産物の安全性 への理解を図っており、課題は特になく、今後も継続した取組を実施する。	みらいの農業振興課

	消費者施策の展開(基 重点施策/施策(施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	生産物の安全対策の推進	農薬適正使用推進対策	農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による危害の防止を図る。 ・県最保物病害虫雑草助除基準の策定 ・農薬安全使用普及啓発 ・農薬アドバイザー講習会の開催・認定 ・農薬取扱者に対する監督指導	1県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危被害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定 し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求め た。 2農業変全使用普及啓発 農業者等に対して、農業使用時の確認事項や農薬散布後の水管理の徹底等資料を配布 し、安全使用を啓発した。 3農薬直止使用アドバイザー講習会の開催 農業の使用に関して関係法令や農薬の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農 薬使用者に対して農薬の直に使用の助言を行う農薬アドバイザーを認定した(前期は、レ ボート形式による講習会参加による認定)。 <調音会の開催しと認定者数・ (領期講習会)日時・令和6年11月7日(対面形式)認定者数:102名 (後期講習会)日時・令和6年11月7日(対面形式)認定者数:97名 含計19名協定 4農薬取扱業者に対する監督指導 農薬販売者への巡回点検を実施し、届出や帳簿に関する違反がないか点検指導を行った。 農薬販売者点検数:96	農薬の安全使用について、啓発・普及活動を行っているところだが、無人マルチローターによる農薬散布者等の新規参入者もあり引続き事業を推進していく必要がある。	みらいの農業振興課
基本方針		動物医薬品の適 正使用対策	動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。 ・薬事監視の強化、立入検査の実施 ・動物用医薬品の品質検査の実施 ・定期的な農家指導の実施	・薬事監視の強化、動物用医薬品販売業者等への立入検査の実施:28件 ・動物用医薬品の品質検査の実施:0件(収去対象物がなかったため) ・定期的な農家指導の実施:78件	特になし	畜産課
·I 安		飼料の安全使用 対策	飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対する適 正使用の指導等を行う。 ・飼料の適正使用の指導	・飼料の適正使用の指導(製造・販売業者・5件、畜産農家:18件 計:23件)	特になし	畜産課
全・安心		養殖衛生管理体 制整備事業	養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止 ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導	・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合:100% 経営体数:のベ272件(50経営体)	特になし。	水産課
な消		食の安全·安心推 進事業	水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対する 補助を行う。	・養殖生産魚の残留検査件数: (3業者16検体) ※検体はアユ、マス	本事業による補助はあるものの、検査料金が値上がりしており、今後の検査件数の減少が懸念される。	水産課
費	(3)消費者事故情報等(の収集・提供				
生活の確保	リコール情報・重大事故情	報等の収集・提供	PIO-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および 重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。	[県民活動生活課] ・消費者庁等から、提供のあった注意喚起情報を随時、各市町・県センターおよび関係課に共有し県民への周知を図った。 ・消費者事故を適切に消費者庁に報告いただくよう各市町・県センターおよび関係課に周知を図った。 【消費生活センター】 ・消費者等からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行った。 ・重大事故通知件数:2件 ・消費者庁等からの情報提供を受け、製品事故についてしらしがメール等で注意喚起を行った。	【県民活動生活課】 市町および関係機関において消費者事故通知の方法について、認知されていない点がある ところが課題である。継続的に、消費者事故を適切に消費者庁に通知いただくことを依頼す る必要がある。 (消費生活センター) 製品事故については、消費者庁等の情報提供を受けHP等にリンクを掲載する等県民への周 知を図っているが、より多くの県民に知ってもらえるよう啓発方法の検討が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
	消費生活用製品の安全の <重点施策2(1)再掲>	確保	特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を 行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。	<重点施策2(1)再揭>	-	県民活動生活課
	■重点施策3 生活関連	車物資およびサー	ビスの安定供給			
	物価情報に関する統計情報	報の提供	定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。	消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。 (1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)および企業物価指数(国内)を掲載 (2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ボームページや列行物での情報提供 ・オームページの「設資の総計情報、のサイトに「家計・物価」の章を設け消費 者物価指数等物価に関する統計情報と掲載 ・「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」 に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載	今後も引き続き、「統計だより」やホームページを通して、物価に関する統計情報の提供に努 めていく。	統計課

消費者施策の展開(基 重点施策/施策(_ / / 0 - / /	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
■重点施策4 主体的な (1)消費者の特性に配属		に はする消費生活情報の発信・啓発 			•
(7/7) 24 17 17 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	消費生活に関する催しの開催	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者 問題全般への意識向上および消費者被書の未然防止を図る。	・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月~11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。イオン加江八幡ショッピングセンター(9月9日~18日) イオンタウン野州(10月1日~18日) イオンタウン野州(10月1日~18日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間(合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。 <街頭啓発> 5月の消費者月間に彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施	警察や市町と連携しながら実施できているが、局所的な啓発となってしまうことや、効果が 測りにくいことなど、今後の手法について検討が必要である。	消費生活センター
	消費者啓発事業	幅広い世代に対する消費者啓発とともに、高齢者、若者、障害者、外国 人県民など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事 例など消費生活に関する情報を提供する。 ・しらしがメール・LINE・X(IBT witter)・Instagramによるタイムリー な情報提供 ・感染症拡大時・災害発生時における啓発 ・滋賀プラスワンによる啓発 ・消費生活川柳	【県民活動生活課】 しらしがメール・LINE配信:3件 X(旧Twitter)投稿数:3件 【消費生活センター】 ・中日新聞滋賀版「消費生活情報『ハッピーライフ』記事掲載(隔週月曜日):20回 ・しらしがメール・LINE配信:34件 / X(旧Twitter)投稿数:59件 / Instagram投稿 数:59件 ・SNS(YouTube)広告による啓発:R4年度に作成した動画(5種類)を活用し、県民に向けた悪質商法被害防止広告を掲出(11月1日~11月30日、広告表示回数:451,066回、広告視聴回数:151,336回)	【県民活動生活課】 広報回数が少ないことが課題である。X、Instagram、しらしが(しらせる滋賀情報サービス)等を活用し、広報・啓発をより充実させていく。 【消費生活センター】 ・令和6年2月のしらしがメール・LINEのシステム変更に伴い、登録者数が大幅に減少した。 登録者数を増やすための広報強化が必要である。 ・紙ベースでの啓発だけでなく、SNSを活用した情報発信や広告による効果的な啓発が行えているが、フォロワー数増加に向けたアカウントの周知強化が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
消費者の特性に応じたわ かりやすい情報の発信	多文化共生推進 事業	多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営(ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ ペトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行(ポルトガル語・スペイン語・中国話(繁 簡) 英語・ハングル・日本語・タガログ語・ペトナム語・インドネシア語)	・外国人相談窓口の運営 月~金 10:00~17:00 相談員 6名 対応言語:ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 令和6年度相談件教 1,274件 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することによ り、生活村便の向上を図った。 生活情報発行事業・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行	外国人相談窓口から専門機関に繋いでも、その機関が外国人対応をしたことがないなど、そ の先の対応に繋がりにくいことがあり、相談窓口だけでなく、様々な機関や部署で外国人へ の対応ができるようにしていく必要がある。	国際課
	若者向け啓発事 業	成年年齢引き下げ等、若者に対し消費者トラブル防止にかかる啓発を行う。	・県内全高校3年生および大学生等を対象に、消費者トラブル啓発物品(クリアファイル)を作成・配布した(20,000部)。 ・インターネット(yahoo) 広告による啓発・県内の若年者(18~29歳)を対象に悪質商法被書防止にかかるパナー広告を掲出(9月1日~10月31日、パナー表示回数:4,630,978回、パナークリック回数:8,120回)・2発動画コンテストの実施 若名の消費者トラブル防止および消費生活センター認知度向上を目的に、29歳以下の若老女類を「容発動画作品を募集(応募:18作品)・受賞8作品は県消費生活センター公式5NSへ掲出 そのほか知事賞作品は7001丁レ協広告に掲出(令和7年1月8日~2月7日) ※広告表示回数:297,749回、広告視聴回数:150,387回	より多くの若者に自分事として取り組んでもらえるよう、周知強化を図るとともに、啓発動画コンテスト応募作品を活用した啓発手法の検討が必要。	消費生活センター
	消費生活情報の 提供	関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布	交通安全協会女性団体連合会の協力により、高齢者宅の個別訪問時に悪質商法等に関する 啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間: 7月~12月 対象世帯数: 4,800世帯	特になし	消費生活センター
	高齢者に向けた 消費者被害防止 啓発事業	生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	・啓発チラシ: (株)平和堂(7月・3月に配付、配付対象約8,000世帯)、郵便局(県内の全郵便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月・3月に配付) ・啓発カレンダー: コーブしが、しが健康医療生協(約7,100世帯へ12月に配付)	チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、 廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届さにくい方に対する啓発の方法が課題であ る。今後は、見守りが必要な方については、各市町において、地域の足生委員や介護支援者 等から高齢者等にテラン等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りができると考えるの で、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも連携して効果 的な啓発を図る必要がある。	県民活動生活課
啓発資料等の作成および	配布	消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を 作成・配布を行う ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・「くらしのかわら版」の発行	【県民活動生活課】 SGNと連携してエシカル消費にかかる啓発冊子を啓発イベント等で配付した。 【消費生活センター】 ・県内会高校3年生および大学生等を対象に、消費者トラブル啓発物品(クリアファイル)を作成・配布(20,000部) < 再掲> ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(27,000部)し、県内高校や二十歳の集 い等で配布するとともに、出前調座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を 年4回発行。	ニンや二十歩の隹い等で配布が難Lいニとかどに上に 紙以及での改発手法の検討が理算で	

	消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	重点施策/施策(事業)名	旭垛(争来)07城安	节怕0千皮大模·以木	一种U牛皮木/	沐 石
	啓発資料等の貸出および情報の提供	消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、教材等の貸し出しを行う・ホームページ等Webに啓発動画を掲載・DVD等の啓発資材を整備し、貸出	[県民活動生活課] エシカル消費にかかる啓発冊子(一般向け、小中学生向け)・チラシ・ポスターのデータを県のホームページに掲載し、電子でも閲覧できるように図った。 [消費生活センター] 消費者教育や啓発に役立つ情報を県のHP等に掲載するとともに、DVD等教材等の貸し出しを行った。(DVD・教材貸出件数:9件)	[県民活動生活課] 啓発冊子等の教材の掲載場所がまとまっておらずわかりにくいということが課題である。教 材掲載場所の工夫や学校関係者等への周知も方法を検討する必要がある。 [消費生活センター] DVD教材の貸出件数が減少している(令和3年度:21件、令和4年度:14件、令和5年度:14件、令和6年度:9件)。DVDに替わる動画教材をYouTubeにて配信しているところであり、数材の周知広報活動が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
	(2)災害発生・感染症拡大等緊急時の情報	服発信・啓発		N. 3V.13 AND WITH STREET CON CO.	
	災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・ 啓発	災害や感染症拡大による消費者トラブル未然防止のための啓発を消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して行う。また、商品の品薄等が発生した場合、正しい情報に基づく冷静な消費行動の周知を行う。・感染症拡大時や災害発生時にしらしがメール・LINE・X(IHTwitter)による情報提供を行う	災害に便乗した悪質商法についてしらしがメール・LINE、X(旧Twitter)、Instagramなど を通じて注意喚起を行った。	令和6年2月のしらしがメール・LINEのシステム変更に伴い、登録者数が大幅に減少。登録 者数を増やすための広報強化が必要である。<再掲>	消費生活センター
基本	平時から災害に備える必要性の啓発	平時から生活必需品の備蓄など災害に備える必要性や、災害時の正確 な情報の選択について、日頃から消費者に啓発を行う。	国の関係省庁等より連絡があれば、随時、市町にも情報提供を行い、広く周知・啓発に努めた。	特になし	県民活動生活課 消費生活センター
方針	(3)インターネット等に関連する消費者行	動への対応			
、Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるた	インターネット等に関連した消費者トラブル に関する情報発信・啓発	最新の消費者トラブルの状況に応じて、消費者被害の未然防止のため、 消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して情報発信を行う。	【県民活動生活課】 ・高齢者向けの啓発チラシにおいて、消費者トラブルで最近多くみられる事例を挙げ、宅配事業者等に協力いただき、高齢者宅に直接配付し、注意喚起を行つた。・容発チラジ、(料平和壁(7月-3月に配付) <再掲) (中間230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月・3月に配付) (再掲> 「消費生活センター」 (三再掲>	【県民活動生活課】 チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、 廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届きにくい方に対する啓発の方法が課題である。今後は、インダーネットの利用が難しい方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りができると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも連携して効果的な啓発を図る必要がある。< 再掲> 「消費生活センター」 ・令和6年2月のしらしがメール・LINEのシステム変更に伴い、登録者数が大幅に減少。登録者数を増やすための広報強化が必要である。 ・紙ベースでの啓発だけでなく、SNSを活用した情報発信や広告による効果的な啓発が行えているが、フォロワー数増加に向けたアカウントの周知活動強化が課題である。< 再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
めの支援	キャッシュレス決済など新たな決済方法に関 する啓発	最新の決済方法について、メリットと併せてリスクについて、広報誌や関係団体と連携した講座において啓発を行う。 ・各媒体を活用した啓発 ・出前講座における啓発	・消費生活センターが実施する出前講座において、キャッシュレス決済の仕組みや注意点について、啓発を行った。 ・クレジットカードの不正利用などキャッシュレス決済のトラブル事例について、しらしがメール・LINE、X(旧Twitter)、Instagram等で注意喚起を行った。	キャッシュレス決済が急速に浸透していることから、引き続き出前講座や各種広報ツールを 活用してわかりやすい情報発信が必要である。	消費生活センター
	重点施策5 消費者の特性に応じた体系的				
	(1)消費者教育・学習の機会拡大と体系的	りな消費者教育の推進			
	① 学校等における消費者教育の推進 学校における外部人材の活用	県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部 講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進する。 ・滋賀弁難士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支 接学校に派遣 ・金融広報委員会による出前講座の実施	[県民活動生活課] ・金融近報を員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施 [消費生活センター] 消費生活センターが実施する出前講座において、消費生活相談員、滋賀弁護士会弁護士を講師として派遣し、学校での消費者教育を支援した。 ・高校生のための消費生活講演会: 14回(うち弁護士派遣1回)	[県民活動生活課] ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたた教教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の製力を集まったが、年々受講者は大編に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。 [消費生活センター] ・消費者教育なんでも相談所について、学校現場ではまだ認知度不足と思われることから、引き続き周知活動の強化が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター

	消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	重点施策/施策(事業)名	ルス\ 尹未/ツ帆女	ア州0十反天視・八八木		酥 石
基本士	消費生活に関する啓発資料の提供や教材の 作成	消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供する。 ・県教育委員会と連携し、小学5年生・中学3年生を対象にした「ゆめ・ ふれ変成長確認シート」を作成。配布 ・消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提 供。	[県民活動生活課] ・県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学5年生~中学3 年生で使用できるように教材(ゆめ・ふれ愛成長確認シート)を作成し、県内全ての小学校に配布(16,000部) ・若年者向け啓発チラシを電子データにより作成し、県内すべての高等学校および中学校等に配布した。 [消費生活センター] ・県内全高校3年生および大学生等を対象に、消費者トラブル啓発物品(クリアファイル)を作成・配布(20,000部)<再掲> ・高校生、大学、専修学校生向けにインターネット相談窓口周知カードを作成・配布した(50,000部) ・消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(65回の依頼)	【県民活動生活課】 ・ゆめ・ふれ愛成長確認シートは、小学校から中学校への引継ぎが必要なため、紙媒体で作成しているが、将来的にはデジタル化について学校側と検討する必要がある。・ や発手ランを配付しても、教員に認識されていないこともあるのが課題である。教材の掲載場所がまとまっておらずわかりにくいという御意見もあるので、教材掲載場所の工夫や学校関係者等への周知も方法を検討する必要がある。 【消費生活センター】 啓発品以外での啓発活動への取組検討が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
方針Ⅱ 「自ら考	消費者教育を推進する教員への支援	・教員等を対象に、消費者教育に関するモデル授業の実施等、研修機会 や実践事例情報を提供する。 ・教育委員会等関係者による意見交換の実施	【県民活動生活課】 ・金融近報委員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年 肺ら下げや金融教育に係る内容について研修を実施<再掲> 【消費生活センター】 ・文科省消費者教育アドバイザーを招き、教育委員会とともに「若年者に係る消費者教育情報 交換会」と開催、消費者教育に携わる機関それぞれの課題を共有し、解決の方向性について 検討した(11月13日)	【県民活動生活課】 ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、 開催当初は成年年齢引下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の黄貞が集まった、 年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。〈再掲〉	県民活動生活課 消費生活センター
え行動する 」消費者	家庭における消費者教育の支援	学校等の消費者教育と連携し、子どもの成長過程に応じた啓発資材等 の提供など、保護者と子どもが話し合う機会づくりに取り組み、家庭に おける消費者教育を支援する。	【県民活動生活課】 若年者向け啓発チラシを電子データにより作成し、県内すべての高等学校および中学校等に配布した。<再掲> 【消費生活センター】 親子で体験しながら学べる消費者教育の場として「親子くらしの体験セミナー」を開催した。・お札の印刷工場を見学してみよう・・消費生活ミニ講座(7月30日AM・PM、親子70名参加)・・おやつについて学んでみよう! +消費生活ミニ講座(8月6日AM・PM、親子44名参加)	【県民活動生活課】 密発チラシを配付しても、教員に認識されていないこともあるのが課題である。教材の掲載 場所がまとまっておらずわかりにくいという御意見もあるので、教材掲載場所の工夫や学校 関係者等への周知も方法を検討する必要がある。< 再掲>	
になるた	消費者教育に関する情報提供	国の関係省庁等が作成した教材や資料、先進事例等について情報提供を行う。 ・最新の情報を教育委員会と連携して学校に提供	[県民活動生活課] ・国の関係省庁等より連絡があれば、随時、市町や教育委員会等にも情報提供を行い、広く 周知・啓発に努めた。	特になし	県民活動生活課 消費生活センター
めの支援	大学等に対する消費者教育推進の要請および支援	大学等の入学オリエンテーションや出前講座において、動画やDVD貸 出等を活用し学生を対象とした啓発を実施。 消費者教育の重要性についての認識を共有できるよう、大学等の設置 者との意見交換等を通じて、消費者教育の自主的な取組を促進。 ・動画やDVD貸出等による啓発 ・大学等と意見交換を行い、消費者教育を支援	・県内大学等へ入学オリエンテーションや出前講座を実施した。(1校、170名参加) ・県内大学および専修学校に消費者教育について協力を依頼し、啓発資料等の情報提供 を行った。	情報提供だけにとどまらず、学生が自ら考える消費者となるため、大学等と連携した取 組について検討が必要である。	消費生活センター
	消費生活に関する啓発資料等の提供	消費生活に関する啓発資料や教材を作成し、提供する。 ・啓発リーフレット、冊子等の作成・配布	【県民活動生活課】 ・SGNと連携してエシカル消費にかかる啓発冊子を啓発イベントで配付した。<再掲> 【消費生活センター】 ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(27,000部)し、県内高校や成人式で配布するとさもに、出前講座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を年4回発行。	【消費生活センター】 近畿府県で共同作成しているリーフレットについて、学校でのペーパーレス化が進んでいる ことや二十歳の集い等で配布が難しいことなどにより、紙以外での啓発手法の検討が課題で ある。〈再掲〉	県民活動生活課 消費生活センター

	消費者施策の展開(基本方針)	1/ Ath (-th-1/1/) - 170-77	A 5-14-14-14-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-		
	重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	②地域や職域等における消費者教育の	推進			
	高齢者等を対象とした講習会等の実施	老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	【県民活動生活課】 ・老人会等への高齢者を対象とした出前講座を計13回実施。(金融広報委員会) 【消費生活センター】 ・そらしの情報セミナーの実施(2回実施) 「デジタル時代のスマート終活〜もっと豊かな老後のために〜」(5月28日 70人参加) 「情報モラルを考えよう 〜安全で安心なデジタルライフを〜」(3月15日 88人参加) ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)の実施(20回)	くらしの情報セミナーについて令和5年度よりオンラインを活用し、幅広く県民に参加できるよう取り組んでいるが、より多くの参加が見込めるよう周知強化が課題である。	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした効果的な情報提供	高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して 効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	[県民活動生活課] ・啓発チラシ:(株)平和堂(7月・3月に配付、配付対象約8,000世帯)、郵便局(県内の全郵 便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月・3月に配付)・啓発カレンダニコープしが、しが健康医療生協(約7,100世帯、12月に配付)<再掲> 「消費生活センター・コープしが、しが健康医療生協(約7,100世帯、12月に配付)<再掲> 「消費生活センター・コープ」が、追称との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商法等に関する 密発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間・7月~12月 対象世帯数・4,800世帯 <再掲>	【県民活動生活課】 チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、 廃止となるが、これに代わるデジタル情報が加きにくい方に対する啓発の方法が課題であ る。今後は、インターネットの利用が難しい方については、各市町において、地域の民生委員 や介護支援者等から高齢者等にチラン等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りがで きると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも 連携して効果的な啓発を図る必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
基本方針Ⅱ 「白	高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施	県内各地で、高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を実施する。	・消費者月間(5月)に県立図書館・県庁においてパネル展示を実施。 ・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月~11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭発発を実施。<再巻・イオン近江八幡ショッピングセンター(9月9日~18日) イオンタウン彦州(10月1日~18日) イオンタウン彦州(11月19日~28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間に合わせ、「消費生活パネルキャラパン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。<再掲>	高齢者に向けた啓発強化のため、老人クラブ大会等、高齢者が多く参加するイベント等への 参画も検討が必要である。	消費生活センター
自ら考え行	高齢者等の見守り支援者の育成	民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修 の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り 意識の向上を図る。 ・地域の見守り支援者向け研修の実施	・民生・児童委員など見守り関係者を対象に出前講座(くらしの一日講座)を実施。消費者トラブルの事例や対応策を伝えた。(講座実績20回のうち見守り支援者向け6回)	民生委員等へのさらなる周知強化に向けて市町と連携しながら実施する必要がある。	消費生活センター
動する 」消費者に	消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた 各種広報の実施	自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施する。 ・〈らしの情報セミナーの開催・ 消費生活相談員による出前講座(〈らしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	[県民活動生活課] ・自治会や地域のグループ等を対象とした出前講座(高齢者を対象とした講座は除く)を計1 つし実施。(金融広報委員会) [消費生活センター] < 再掲 > ・くらしの情報セミナーの実施(2回実施) 「デジタル時代のスマート終活〜もっと豊かな老後のために〜」(5/28 70人参加) ・「情報モラルを考えよう、 で安全で安心なデジタルライフを〜」(3/15 88人参加) ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)の実施(20回)	[消費生活センター] くらしの情報セミナーについて令和5年度よりオンラインを活用し、幅広く県民に参加できるよう取り組んでいるが、より多くの参加が見込めるよう周知強化が課題である。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
なるための支援	関係団体と連携した消費者教育の推進	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者 問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月~11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。 イオン近江八幡ショッピングセンター(9月9日~18日) イオンタウン野州(10月1日~18日) イオンタウン彦根(11月19日~28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間に合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。 <省頭啓発> 5月の消費者月間に彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施<再掲>	警察や市町と連携しながら実施できているが、局所的な啓発となってしまうことや、効果が 測りにくいことなど、今後の手法について検討が必要である。<再掲>	消費生活センター
	事業者等に対する従業者への消費者教育推 進	事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者 教育の推進を図る。 ・景品表示法等に関する事業者向け研修会の開催 ・従業者へ消費生活調座の周知	[県民活動生活課] ・滋賀県食肉公正取引協議会より依頼があり、景品表示法の基本的な知識を提供する講座を開催した。 「内容」、乗地開催(参加:30名) 内容」、乗地開催(参加:30名) 内容」、乗地設理上議と、 「東京の食品製造・食品販売事業者向けて、最品表示法、食品表示法および消費者志向経営 の基本的な知識を提供する講座を開催した。 9月6日 オンラインで実施(参加:39回線) 内容・事業者向け清隆~景品表示法、食品表示法、1消費者志向経営」の基礎知識~ 調師・生活衛生課食の安全推進室、みらいの農業振興課、消費者庁新未来創造本部、県民活動生活費生活センター1 事業者向け消費生活調座(出前講座)の案内を消費生活センターHPに掲載	【県民活動生活課】 引き続き、景品表示法について参加者の理解度を向上させるために開催プログラムや講座 資料の工夫を行っていく。	県民活動生活課 消費生活センター

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名					
	消費者志向経営等に関する情報提供	事業者への消費生活に関する啓発資料や関連情報を提供する。 ・消費者庁等作成の消費者志向経営に関する情報提供 ・関係団体と連携して、事業者へエシカル消費の啓発を実施	・消費者志向経営に係る情報提供を関係団体を通じて行った。 ・消費者志向経営の基本的な知識を提供する講座を、景品表示法・食品表示法の講座とあわせて開催した。 9月6日 オンラインで実施(参加:39回線) 内容・事業者向け講座〜景品表示法・食品表示法、「消費者志向経営」の基礎知識〜 講師・生活衛生課食の安全推進至、みらいの農業振興課、消費者庁新未来創造本部、県民活動生活課 ・エシカル消費について、SGNと連携し、SGN会員でもある事業者等に周知・啓発を図った。	消費者志向経営について講座を機に知った事業者が多く存在し、消費者志向経営の認知度が低いことが課題である。研修等あらゆる機会を利用して、周知していく必要がある。	県民活動生活課					
	③多様な主体と連携した消費者教育の	③多様な主体と連携した消費者教育の推進								
基本	関係団体と連携した消費者教育の推進<重 点施策5(1)②再掲>	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者 問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	<重点施策5(1)②再掲>	_	消費生活センター					
十方針 Ⅱ	エシカル消費の推進 <重点施策6(1)後述>	多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進 し、エンカル消費を実践する消費者を育成する。	<重点施策6(1)後述>	_	県民活動生活課					
「自	体系的な環境学習推進事業 <重点施策6(3)後述>	「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境学習関連施策の進行管理を行うとともに、体系的・総合的推進を図るため、小学校におけるエコ・スクールの実践支援等を行う。	<重点施策6(3)後述>	-	環境政策課					
ら考え行動	食育の推進(食育推進計画推進事業)	滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が 連携し、食育を推進する。 ・食育推進協議会の開催 ・食育推進研修会の開催	滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食育を推進 のための事業を実施した。 ①食育推進協議会 日時:令和6年9月4日 協議会構成機関、団体数 22 ②食育推進研修会 日時:令和7年3月14日 オンライン 開催 参加数 53	食育は持続可能な消費の実践を目指す消費者教育との関わりが深いことから、今後も相互に連携を図ることでそれぞれの取組の効果を高めることが必要である。	健康しが推進課					
する	食品ロス削減の推進(ごみゼロしが推進事業) <重点施策6(2)後述>	滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様 な主体が連携し、食品ロス削減に取り組む。	<重点施策6(2)後述>	<重点施策6(2)後述>	循環社会推進課					
」消費者になる	金融広報委員会と連携した消費者教育	金融広報委員会の出前講座等と連携し、地域や職域における消費者教育を推進する。	・金融広報委員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施<再掲>	[県民活動生活課] ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたた教教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大橋に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。<再掲>	県民活動生活課					
るための	弁護士会と連携した消費者教育	滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣し、講演会を実施する。	消費生活センターが実施する出前講座に滋賀弁護士会弁護士を講師として派遣し、学校での 消費者教育を支援した。<再掲> ・高校生のための消費生活講演会:弁護士派遣1回	_	消費生活センター					
支	(2)若年者向け消費者教育の強化			·	'					
援	学校における外部人材の活用 <重点施策5(1)①再掲>	県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部 講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進する。 ・滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支 接学校に派遣 ・金融広報委員会による出前講座の実施	< = 点施策5(1)①再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター					
	消費生活に関する啓発資料の提供や教材の 作成<重点施策5(1)①再掲>	消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供。 ・教育委員会等関係者による学校等で使用する消費者教育教材の検討	<重点施策5(1)①再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター					

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	消費者教育を推進する教員への支援 <重点施策5(1)①再掲>	教員の消費者教育に関する研修への参加支援を行う。	<重点施策5(1)①再掲>	_	県民活動生活課消費生活センター
基本		自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施する。 ・〈らしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(〈らしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	<重点施策5(1)②再掲>	_	県民活動生活課 消費生活センター
方針Ⅱ 「自	関係団体と連携した消費者教育の推進<重点施策5(1)②③再掲>	消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者 問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。	<重点施策5(1)②③再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター
1ら考え行動す	事業者等に対する従業者への消費者教育推進<重点施策5(1)②再掲>	事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者 教育の推進を図る。 ・景品表示法等に関する事業者向け研修会の開催 ・従業者へ消費生活講座の周知	<重点施策5(1)②再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター
る	(3)特性に応じた消費者教育				
」消費者になる	高齢者等を対象とした講習会等の実施<重点施策5(1)②再掲>	老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座	<重点施策5(1)②再掲>	_	県民活動生活課 消費生活センター
るための支援	高齢者等を対象とした効果的な情報提供< 重点施策5(1)②再掲>	高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して 効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	<重点施策5(1)②再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター
	高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発 等の実施 < 重点施策5(1)②再掲>	県内各地で、高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を実 施する。	<重点施策5(1)②再掲>	_	消費生活センター

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名				
	高齢者等の見守り支援者の育成 <重点施策5(1)②再掲>	民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修 の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り 意識の向上を図る。 ・地域の見守り支援者向け研修の実施	<重点施策5(1)②再掲>	_	消費生活センター				
	特別支援学校における消費者教育の推進	特別支援学校で活用できる冊子を作成・配布し、特別支援学校での消費 者教育を支援する。	特別支援学校からの依頼を受け、消費生活センターの消費生活相談員が講師となって出前 調度を実施した。 高校生のための消費生活講演会:14回(うち特別支援学校7回)	多様な障害や特性を有する生徒に対応した講座内容とするため、学校と密に連絡調整を図る必要がある。	消費生活センター				
基本方針Ⅱ 「	多文化共生推進事業	多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営 (ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報版「みみタロウ」の発行 (ポルトガル語・スペイン語・中国語)衆 簡)・英語・ハングル・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)	- 外国人相談窓口の運営 月〜金 10:00~17:00 相談員 6名 対応言語:ボルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 令和6年度相談件数 1,274件 ・外国人向け多言語情報紙 みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することによ り、生活利便の向上を図った。 生活情報紙発行事業・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行 〈再掲〉	外国人相談窓口から専門機関に繋いても、その機関が外国人対応をしたことがないなど、その先の対応に繋がりにくいことがあり、相談窓口だけでなく、様々な機関や部署で外国人への対応ができるようにしていく必要がある。<再掲>	国際課				
自ら	(4)消費者教育の担い手(人材)の育成	グロン語・ハトケム語・イフトネンケ語) 生活情報紙発行事業・・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行 <再掲>							
考え行動する」	消費生活に係る人材の育成	消費者庁等の資格取得講座を周知し、専門資格の取得や消費生活に関わる人材の育成を支援する。	・消費生活相談員資格試験情報および消費者庁の資格試験対策講座等について、HPで周知するとともに、ハローワークや関係機関へチラシを送付し、利用者等への周知を依頼した。 ・消費者庁による消費生活相談員養成講座の対面講座会場に参画し、消費生活相談員を目指す人材の育成を図った。	滋賀県在住者の相談員資格の取得や相談窓口への就労促進を図るため、消費生活相談員と いう仕事や資格を知ってもらうための広報等、取組の強化を図る必要がある。	消費生活センター				
消費者になる	消費者教育の拠点整備	消費生活センターが消費者教育の普及啓発および人材育成の拠点となるよう検討を進める。 ・消費者教育コーディネーターを中心に学校等の消費者教育の推進、人材育成 ・消費者教育なんでも相談所(令和3年5月開設)の運営	「消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(65回の依頼) <再掲>	消費者教育なんでも相談所について、学校現場ではまだ認知度不足と思われることから、引き続き 同知活動の強化が課題である。<再掲>	消費生活センター				
ための支援	学校における人材育成	学校における消費者教育の向上を図るため、教員等を対象とした消費 者教育に関する研修や講座等を実施する。	【県民活動生活課】 ・金融広報委員会に依頼し、8月に県内の中学校・高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢的「下げや金融教育に係る内容について研修を実施<再掲>	【県民活動生活課】 ・教員向け研修は、令和3年8月から高等学校等全教員を対象にオンラインで開催しており、開催当初は成年年齢引下げを控えていたため教員の関心が高かったと思われ、県民活動生活課から開催日時を指定して講座を周知する方法であっても多数の教員が集まったが、年々受講者は大幅に減少していることが課題である。今後は、開催方法等、教員のニーズにあった方法を検討する必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター				
	地域・職域における人材育成	消費者教育コーディネーターを中心に講座の開催や情報提供を通して、 地域や職域の消費者教育の広がりを目指す。	「消費者教育なんでも相談所」を通じて、地域や職域での消費者教育を支援	特になし	消費生活センター				
	大学における人材育成の検討	消費者教育コーディネーターを中心に大学等の人材育成を支援する。	「消費者教育なんでも相談所」を通じて、大学での消費者教育を支援	情報提供だけにとどまらず、学生が自ら考える消費者となるため、大学等と連携した取組に ついて検討が必要である。	消費生活センター				

	消費者施策の展開(基本方針)	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	重点施策/施策(事業)名		节和0千及大模* 以未		沐 白
	■重点施策6 持続可能な社会を目指し7	た消費者行動の推進			
	(1)エシカル消費の推進 エシカル消費の推進	多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進 し、エシカル消費を実践する消費者を育成する。	・エシカル消費にかかる啓発冊子(一般向け、小中学生向け)・チラシ・ボスターのデータを県のホームページに掲載し、電子でも閲覧できるように図った。<再掲>・消費生活パネル展や関係団体のイントなどを通じて啓発を行った。 消費生活パネル展、9月9日~18日(イオン近江八幡)コッピングセンター)、 10月1日~10月10日(イオンタウン野州、11月19日~11月28日(イオンタウン彦根) 草津市主催 地球冷やしたい推進フェア 12月14日(草津イオンモール)SGNと協働啓発	県政モニターアンケート結果では、「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合およびエシカル消費について内容も含めて知っていた・聞いたことはある消費者の割合は低く、エンカル消費に保る認知度が低いことが課題である。まずは、地産地消がエンカル消費の実践につながる消費行動と知っていただくために、引き続きエシカル消費について、関係団体と連携した取り組み、出前講座、HP、SNSを通じて幅広い世代に向けて周知を図っていく。 <県政モニターアンケートより> ・「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合令和4年度:70.4%→令和5年度:68.1%→令和6年度:60.8%・「エシカル消費」について内容と含めて知っていた・間いたことはある消費者の割合令和4年度:58.3%→令和6年度:64.7%	県民活動生活課
	(2)環境に配慮した消費者行動の推進			ринт-ти.30.370 · рин5-ти.03.370 · рино-ти.3-т.1770	
基本方針品	地球温暖化防止活動推進センター運営事業(省エネ・節電行動の促進)	家庭における省エネ・節電行動の促進によるCO ₂ 排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「節電・省エネ提案会」と各家庭に応じた省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。	家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。 の開催回数 ・省よ・節電提案会 21回 ・35エコ診断 111件	家庭における省エネ行動の促進に向けて、引き続きうちエコ診断の内容を周知していく必要がある。	CO2ネットゼロ推進認
(Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	びわ湖カーボンクレジット普及促進事業	環境に配慮した消費者行動推進のためにJ-クレジットの創出・活用を促進する。	県産のJ-クレジットである「びわ湖カーボンクレジット」を普及促進することで、県内におけるCO-削減取組の加速化、クレジット付き商品やイベントのオフセットを通したCO-排出量の「見える化」を促した。 〇普及促進の取り組み ・びわつレ登録制度の運営 ・びわつル活用支援 ・びわ刻カーボンクレジット倶楽部の運営	Jクレジット制度が難解であるため、クレジットの創出および活用が進んでいないことから、引き続き制度の普及啓発を図る必要がある。	CO2ネットゼロ推進記
	スマート・ライフスタイル普及促進事業	家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に 広めるため、個人の既築住宅において、断熱改修や太陽光発電、高効率 給湯器等の再エネ・省エネ設備を導入する取組に対して補助を行う。	合計1.089件の家庭に太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等の省エネ・再エネ設備が 導入された。 〇設備別の補助件数(延べ1,269件、正味1,089件) ・太陽光発電設備 214件 ・エネファーム 78件 ・野無改修 14件 ・空調設備 5件 ・投気設備 1件 ・照明機器 8件 ・高効率給湯器(エコキュート等) 467件 ・蓄電池 443件 ・2と目 9件 ・窓断熱設備 43件	家庭における省エネ・再エネ設備の導入促進に向けて、導入効果等を県民へ周知していく必要がある。	CO2ネットゼロ推進影
	食品ロス削減の推進(ごみゼロしが推進事業)	滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等と連携 し、県民や事業者の取組促進に向けた啓発等を実施し、食品ロス削減に 取り組む。	・三方よしフードエコ推奨店制度の登録店舗拡大 食品ロス削減に取り組む小売店・飲食店・宿泊施設を「推奨店」として登録した上で、県HP 等において果民へ園知 登録に舗練:388店舗(令和7年3月) 〇飲食店・宿泊施設:169店舗 〇食料品小売店:219店舗 ・フードエコ推奨店検索サイトの運用 食品ロスに関する普及啓発を行うとともに、推奨店の認知度向上と普及拡大を図るため、推奨店が地図上で検索できるウェブサイトを運用 送回スプラスチックごみも必食品ロス削減に関する特に優れた取組を行う者を表彰(令和6年度:5者) ・県HPによる広報 推奨店前校を食品ロス削減に関する特に優れた取組を行う者を表彰(令和6年度:5者) ・県HPによる広報 推奨店制度や食品ロス削減ルシビの紹介、食べきりの推進やフードバンク情報等の周知、食品ロス削減に取り組む店を紹介する動画の公開、先進事例の紹介 ・コードライブの実施 食品ロスをはじめとするこみの3R推進に向けて、ごみの現状、ごみを減らすために必要な 取組などを紹介(令和6年度:6回実施) ・フードドライブの実施	特になし	循環社会推進課

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する	ごみゼロしが推進事業	消費者、事業者、行政が一体となって買い物によって生じるごみの削減を推進するため、マイパッグ携帯や食品ロス削減、グリーン購入等について広く普及啓発を行う。	・県民に対し、ライフスタイルを見直し、ブラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しするプロジェクト「しがブラスチックチャレンジプロジェクト「し所でのスチャレンジの「日本日十日に設定。併せて10月を 〇プラデル連係・サイン・リース 日本日十日に設定。併せて10月を 「しがブラチャレンジ推進月間」とし、集中的な普及を発を実施。 〇プラチャレ連値、ブラチャレ動画通信等の配信 ○県庁舎に給水機を設置し、職員や県民の一層のマイボトルの持参・プラスチックごみの削減を促進。 「10月~1月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る啓発キャンペーンを実施 「多加名」「多事業者(6 旧協論)、3団体、県および19市町・レン袋以外のブラスチックごみ削減の取組拡大に向けて事業者へ働きかけを実施、しがブラスチックごみ削減行動宣言の策定 「協定締結事業者3数(令和7年3月)] 〇レジ袋削減収取組実施事業者:38事業者438店舗 ○レジ袋削減収取組実施事業者:38事業者438店舗 ○レジ袋削減収取組実施事業者:2事業者2店舗 ○レジ袋削減収取組実施事業者:2事業者2店舗 ○レジ袋削減収取組実施事業者:2事業者2店舗 ○レジ袋削減収制定施事業者:2事業者2店舗 ○ルボブラスチックごみが設計で削空言者:37事業者466店舗・・送買県ブラスチックごか・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金により先駆的な取組を支援・・ナキュラーエコノミー促進啓発イベントの実施(令和6年10月12日) 循環型の消費行動やライフスタイルへの転換を促すことを目的として、啓発イベント(企業のサーキュラーエコノミーに対応した取組紹介や、ワークショップの実施による来場者へ向けた啓発等)を実施 「場内においてブラスチックごみや食品ロス削減、3R推進に積極的に取り組む事業所等の取組事例集の作成・「こみゼロチャレンジしが」において、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る普及啓発・情報提供を実施	特になし	循環社会推進課
」消費者にな	滋賀グリーン購入ネットワークの支援	グリーン購入を推進するため、啓発活動を実施するとともに、滋賀グ リーン購入ネットワークを支援する。	・滋賀グリーン活動ネットワーク各種事業への参加・支援 「びわ湖ー周買うならエコ!リレー」(パネル展示) ・滋賀グリーン購入ネットワーク補助金 県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対し補助金を交付	特になし	循環社会推進課
るた	(3)環境学習・環境保全活動の支援				
めの支援	体系的な環境学習推進事業	「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境学習関連施策の進行管理を行うとともに、体系的、総合的推進を図るため、小学校におけるエコ・スクールの実践支援等を行う。	以下の事業を行うことにより、環境学習の推進を図った。 〇エユ・スウールの推進 ・小学校・中学校・高等学校の児童 生徒が、地域の方の協力を得て環境活動を実施 エコ・スクール活動認定 活動認定校: 12枚(12活動) 〇第四次滋賀県環境学習推進計画の進捗管理 滋賀県環境学習等推進計画の進捗管理 滋賀県環境学習等推進協議会開催し、計画の進捗状況の確認および第四次計画の改定に 向川方議論を行った。 開催回数: 3回	○学校側の業務量と人員の関係で、各学校が取り組む環境学習の質に差異がある。学校側の事情を考慮した環境学習支援の充実化を進めるともに、事業のより一層の周知が求められる。また、申込みの際の手続きに対して煩雑さを感じるとの指摘があるため、手続き方法についても改善が必要である。 ○県内の環境学習の情報が必要としている人に十分に届いていないことや、県内の環境学習の指導者予済齢が、自定化していることが課題と考えられるため、環境学習関連情報の積極的な発信や指導者育成が求められる。	環境政策課
基本方針耳 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	環境学習センター事業	県民、NPO、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、 サポートを行う。 ・環境学習に関する情報や交流する機会の提供 ・環境学習関連機関の連携 ・ボータルサイドエコロレーが1登録者のネットワークの強化 ・環境学習情報の県内発信の拡充 ・環境学習関連用具の貸出	(1) 環境学習の情報提供、相談対応等 ウェブサイトやSNSなどで発信を行うとともに、環境学習推進員による相談や教材の貸出 により職場の研修会等の企画づくりなどを支援した。 環境学習推進員による相談対が、相談件数 219件、環境学習推進員による相談内が、相談件数 219件、環境学習数材の貸出 貸出件数 5344 (2) 発表と交流の場づくり環境学習に取り組む県民、学校、施設等の協力関係づくりのため、取組成果の発表や交流 促進の場を設けた。 環境学記110年の9組む事業者同士の交流を目的とした「環境保全活動者交流会」を実施した。 環境保全活動は「取り組む事業者同士の交流を目的とした「環境保全活動者交流会」を実施した。 場所・1444年の145年の大学・145	開催しているイベントや展示では、おおむね人が集まっており環境学習の普及等につながっていると考えられる。また、イベント等の参加者が用具質出を利用することもあり、自主的な環境学習にも効果があると考えられる。 一方で、環境学習でクター(琵琶湖博物館)の知名度が低く、環境学習の情報発信を行っていることや、環境学習センターで用具を借りることが出来ることをアピールする必要がある。	琵琶湖博物館
顶	地球温暖化防止活動推進センター運営事業 (CO ₂ ネットゼロ社会づくりに向けた学習支援)	地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動の促進・学校や地域におけるCO2ネットゼロ社会づくりに向けた講座の開催	学校や地域において196講座開催(内訳:学校126講座、地域70講座)。講座への参加者数は合計5,168名。これにより、家庭における省エネ・節電行動の定着・促進を図ることができた。	出前講座の依頼件数は年々増加傾向にあるため、ニーズに対応できる人材の確保と育成を 進める必要がある。	CO2ネットゼロ推進課

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果	課題(令和6年度末)	課名
	環境美化活動推進事業	琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的 に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。	多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民 意識の高揚を図ることができた。 ・ごみゼロ大作戦(5月30日基準日) 参加人数:21,420人 ごみ回収量:141 t ・びわ湖を美しくする運動(7月1日基準日) 参加人数:57,523人 ごみ回収量:301 t ・県下一斉運動(12月1日基準日) 参加人数:83,444人 ごみ回収量:260 t	令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数が大幅に減少した。年々回 復傾向にはあるが、令和元年度以前の参加者数と比較すると、依然として少ない状況にあ る。	循環社会推進課
基本方針Ⅱ 「自ら考	「びわ湖の日」活動推進事業	「びわ湖の日」の意義や琵琶湖の大切さなどを県民等に広く周知するとともに、「びわ湖の日」をきっかけとして、県民一人ひとりが、それぞれに合った方法で、"びわ活"の実践へと導くための事業を展開する。	MLGs(マザーレイクゴールズ)の達成に向け、より多くの人に琵琶湖の多様な価値を認識してもらい、琵琶湖と関わっていただくため、「ぴわ活」をキーワードに、大学や企業、団体等の多様な生体と連携し、琵琶湖に関わる様々な活動にいさなうための情報発信等を行った。「ぴわ湖の日」環境イベントの開催(6月29日、30日)「ぴわ湖の日」環境イベントの参加者数:3,500人・PR動画(84年度作成)の、YouTube広告による配信(表示回数328万回)・・・小学生向け環境学習用動画の作成・「ぴわ湖の日」関連企画・協力団体の募集(112団体)・・大学等との連携による「ぴわ湖の日」連続講座の開催(8回)	7月1日「ぴわ湖の日」は、琵琶湖のために行動する象徴的な日であり、平成30年度からは、 "ぴわ活"をキーワードに、誰もが自分に合った方法で琵琶湖に関わることができるよう事業 を展開している。しかし「ぴわ湖の日」の認知度は令和3年度の「ぴわ湖の日」40周年を上 に減少傾向であり、令和6年度調査では79.4%と80%を下回る結果となった。琵琶湖の 環境を守るには、県民をはじめとした琵琶湖に関わる人々の環境保全行動が不可欠であり、 それらの行動を促すためにも、「ぴわ湖の日」の発信や取組をより一層充実し、盛り上げてい く必要がある。 加えて、地球温暖化による琵琶湖への影響を防止し、森・川・里・湖・海の健全な環境を守るた は、他庁県や世界へも琵琶湖への影響を防止し、森・川・里・湖・海の健全な環境を守るた かには、他庁県や世界へも琵琶湖の価値について発信していく必要がある。令和7年度は国 連の記念日として「世界湖沼の日」が制定され、また大阪・関西万博も開催されることから、 これら機会をとらえ、県外・世界へ広く琵琶湖の価値を発信するための事業を実施してい く必要がある。	環境政策課
え行動する	環境こだわり農業支援事業	環境ニだわり農業の理念や取組について全国に向け発信し、理解促進・ 消費拡大を図る。 ・こだわり滋賀ネットワークとの協働	農と食について生産者と消費者のきずなを深める活動や環境こだわり農業のPR活動を行う 「こだわり滋賀ネットワーク」の活動を支援した。 取組内容:地域ごとの活動の実施、広報誌の発行(年2回、各16,100部)	特になし	みらいの農業振興課
」消費者になる	しがの地産地消・食育推進事業	農産物直売所の活性化、地場農産物の利用促進、卸売市場を通じた地 場農産物の流通促進など、地産地消を推進する。 ・地産地消建金窯の開催 ・地産地消建金窯の開催 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業	地産地消および食育の推進を図るため、県内各地域で地産地消推進会議を開催し、関係機関、団体の連携を図るとともに、しがの魅力再発見、地産地消・食育推進事業を活用し、地域の伝統食の継承や学校給食での地場農産物の利用促進を図った。 ・地産地消推進会議の開催 5地域 11回 ・しかの魅力再発見・地産地消・食育推進事業取組実績 2地域	県内全域で地産地消および食育を推進するため、継続して県内各地域で地産地消推進協議 会の開催と、しがの魅力発見・地産地消・食育推進事業の活用を促す。	みらいの農業振興課
た	(4)消費者市民社会の構築に向けた気流	重づくり 「			
めの支援	市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅 広い主体と連携した「消費者市民社会」に関 する情報提供や広報活動の実施	・消費生活等に関するイベントや講演会を通じた啓発を行い、消費者市民社会の考え方について周知を図る。また、環境学習、食育、金融教育、法教育、防災教育等と連携した取組を進める。 ・くらしの情報セミナーを開催・エシカル消費の推進・消費生活パネル展の開催	【県民活動生活課】 ・エシカル消費にかかる啓発イベント ・バラカル消費にかかる啓発イベント ・消費生活パネル展や関係団体のイベントなどを通じて啓発を行った。 ・消費生活パネル展、9月9日~18日(イオン近江八幡ショッピングセンター)、 ・10月1日~10月10日(イオンタウン野州)、11月19日~11月28日(イオンタウン彦根) ・草津市主催 地球冷やしたい推進フェア 12月14日(草津イオンモール)SGNと協働啓発 く再掲> 【消費生活センター】(三月8日、10年度) 「デジシル時代のスマート終活~もっと豊かな老後のために~」(5月28日 70人参加) 「情報モラルを考えよう ~安全で安心なデジタルライフを~」(3月15日予定 88人参加) ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)の実施(20回)	[県民活動生活課] 県民江海ケアンケート結果では、「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合およびエシカル消費について内容も含めて知っていた・間いたことはある消費者の割合は低く、エンカル消費について内容も含めて知っていた・間いたことはある消費者の割合は低く、エンカル消費に係る認知度が低いことが課題である。 まずは、地産地消がエンカル消費の実践につながる消費行動と知っていただくために、引き続きエシカル消費のコいて、関係団体と連携した取り組み、出前調座、HP、SNSを適して幅広い世代に向けて周知を図っていく。 〈県政モニターアンケートより〉・「エシカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合令和4年度:70.4%→令和5年度:68.1%→令和6年度:60.8%・「エシカル消費」について内容も含めて知っていた・聞いたことはある消費者の割合令和4年度:58.3%→令和5年度:63.5%→令和6年度:54.7% <再掲〉「消費生活センター」 〈らしの情報セミナーについて令和5年度よりオンラインを活用し、幅広く県民に参加できるよう取り組んでいるが、より多くの参加が見込めるよう周知強化が課題(再掲>	県民活動生活課 消費生活センター

	消費者施策の展開(基本 重点施策/施策(事業		施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	■重点施策7 消費生活相		強化			
	(1)県の消費生活相談体制	別の充実強化				1
	県の消費生活センターの窓口	1機能の強化	・消費生活相談員による消費生活相談や苦情の受け付け、助言、あっせんの実施 ・消費生活相談員を対象にした研修の開催	・消費者トラブルに対し専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と教済を図った。 ・相談者の判便性向上のため、インターネット相談を実施した。 〈県消費生活センターにおける消費生活相談体制〉 消費生活相談員 9名 受付時間 9:15~16:00(土日・祝日、年末年始を除く) 相談受付美績 3,498件(うちインターネット相談136件) ・複雑化する相談に適切に対応できるよう、県内消費生活相談窓口の相談員・行政職員を対象に、オンラインも活用した相談技術向上のための研修会を開催。 /パワーアップ研修 6回 参加者数延76名 相談事例研修 3回 参加者数延76名	より複雑化する相談に適切に対応できるよう、研修機会の確保とともに、多くの相談員に参加していただくため研修内容および開催方法の検討が課題である。	消費生活センター
	相談情報の早期の集約と有効	协活用	・市町と協力した早期のPIO-NET入力の実施 ・PIO-NET情報を早期に集約し、消費者への啓発・事業者指導へ活用	・市町の相談窓口と協力してPIO-NETの早期入力に努めるとともに、それらの情報を消費者への啓発および事業者指導に活用した。	特になし	消費生活センター
基本方針皿 消	県・市町相談窓口の認知度向。	上、利用促進	消費者ホットライン188および県内消費生活相談窓口の周知を行う	【県民活動生活課】 ・啓弁チラシ・カレンダーにより悪質商法等の情報提供に併せて、消費者ホットライン188等の問知を図た。 【消費生活センター】 ・くらしのかわら版等において恒常的に相談窓口の周知を行うとともに、「消費生活110番」 事業等を通して消費生活相談の利用促進を図った。 ・高校生、大学、専修学校生向けにインターネット相談窓口周知カードを作成し、配布した (50,000部)〈再掲〉	[県民活動生活課・消費生活センター] 県政モニターアンケート結果では、消費者ホットライン188および消費生活相談窓口とも認 知度が上がっておらず、さらなる周知強化が必要である。 (県政モニターアンケートより) ・消費者ホットラインの番号「188」を知っている消費者の割合 令和4年度・31.7% →令和5年度・34.6% →令和6年度・31.7% ・県内の全市町に消費生活相談窓口があることを知っている消費者の割合 令和4年度・72.1% →令和5年度・65.8% →令和6年度・69.4%	県民活動生活課 消費生活センター
費者被害の	弁護士会等の専門機関等との	D連携	弁護士等専門家との連携による高度な相談に対応する体制を強化する。 る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・法律解釈を必要とする相談事案について、滋賀弁護士会の弁護士から助言を受けた。(12 回、47事案) ・専門分野(建築・繊維・機械・電気・化学・薬剤)の県消費生活センター兼務職員を活用できるよう体制を整備。 ・医療安全相談室等の県の専門相談窓口と連携を行った。	特になし	消費生活センター
防止と救済		₹利擁護センター 運営	財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成・相談事業・権利擁護サービス事業・地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援・研修・調査研究事業	1 権利擁護相談業務 (1) ― 敗相談 14件 2 生活支援事業 (①) ― 敗相談 14件 2 生活支援事業 (① 地域福祉権利擁護事業実施市町社協への指導、援助、補助の実施利用契約数 1,486人 (全19市町社協が実施) (② 地域福祉権利擁護事務開係会議の開催 専門員会議 令和6年8月19日(出席者21名・15社協)、令和6年12月13日(出席者25名・19社協) 市町社協事務局長会議 権利擁護支援担当部課長合同研修 令和6年12月24日 (出席者31名・17社協) 地域福祉権制護事業の研修及公会議(関する企画検討会議 令和7年3月6日 (出席者7名) 3 研修事業 ①生活支援員・新任職員研修 11目目 令和6年6月20日(参加者22名)、2日目 令和6年6月27日(参加者16名) ②生活支援員 新任職員フォローアップ研修 令和6年11月22日(参加者16名)	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、地域において自立 した生活が送れるよう、引き続き、地域福祉権利擁護事業の推進により福祉サービスの利用 援助を行っていく必要がある。	健康福祉政策課
		.賀県運営適正 委員会の運営	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として資社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成・苦情解決合議体の運営・研修・調査研究事業	1 苦情問い合わせ等 140件(苦情受付4件、相談・問い合わせ140件) 2 全体委員会 開催 1回 3 運営監視合議体 開催 4回、現地調査 10団体 4 苦情解決合議体 開催 6回 5 広報・啓発活動 パンフレット配布 6 巡回指導 2か所 7 研修会の開催 福祉サービス苦情解決研修会 令和6年9月30日開催(応用編)53名参加、令和6年12月11日開催(中級編)70名参加	福祉サービスにかかる苦情解決のための相談、助言、調査、あっせん等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用または提供を支援するとともに、地域福祉権利擁護事業にかかる市町社協への運営監視により、福祉サービス利用援助事業の透明性、公平性を確保し、福祉サービス利用者の権利擁護の推進を図っていく必要がある。	健康福祉政策課

	消費者施策の展開(基 重点施策/施策(事		施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
		医療安全相談室 の運営	医療安全や医療機関に関する相談の実施	県医療安全相談室において、694件の相談に対応した。 <再掲>	幅広い相談内容に対応できるよう、相談員の更なるスキルアップが必要であり、また、患者 家族が自立して行動できるよう、啓発していくことが課題<再掲>	医療政策課
		貸金業者に係る 相談窓口の設置	貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。	貸金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題 の解消に向けた支援ができている。	特になし	中小企業支援課
	専門機関等との連携	不動産無料相談 所の運営指導	宅地建物取引に関する苦情相談および宅地建物にかかる相談業務を行い、適正な取引の確保および消費者の保護を図る。	宅地建物取引に関する苦情相談とトラブルの未然防止を図るため、関係団体とともに滋賀県 不動産取引業協議会を組織し、不動産無料相談所を開設した。 ・令和6年度和談件数 934件 ・消費者保護の観点から、消費生活センター等と連携し、情報交換、人権啓発活動を実施	特になし	住宅課
基本方		住宅相談の実施	個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を 行う。	◇住宅相談の実施 令和6年度実績:73件	特になし(本事業は財政収支見直しに伴い令和6年度限りで終了予定)	住宅課
針皿 消費者如	相談業務研修の充実		県内の相談員等を対象として、相談対応技術を向上させるための研修 を企画、実施するなど、研修機会の充実を図る。 ・県域での消費者被害防止・消費者教育ワーキングチームの結成 ・消費生活相談員・職員対象研修会の開催	・複雑化する相談に適切に対応できるよう、県内消費生活相談窓口の相談員・行政職員を対象に、オンラインも活用した相談技術向上のための研修会を開催。<再掲>パワーアップ研修 6回 参加者数延159名 相談事例研修 3回 参加者数延76名 ・国民生活センターの消費生活相談員研修専門講座地域コースを滋賀県で開催。県内の相談員に国民生活センター研修の受講機会を提供できた。(県内から15名参加)	人数が少ない窓口については相談対応のため参加が難しい市町もあり、より参加しやすい開催方法等の検討が必要。	消費生活センター
被害の防止と救済	消費生活相談員の担い手	確保	専門資格のある消費生活相談員の担い手を確保するため、消費者庁等 の資格取得講座を周知し、専門資格の取得を支援を行い、資格取得を 促進する。	【消費生活センター】 ・消費生活相談員資格試験情報および消費者庁の資格試験対策講座等について、HPで周知するとともに、ハローワークや関係機関へチラシを送付し、利用者等への周知を依頼した。 〈再掲〉 ・消費者庁による消費生活相談員養成講座の対面講座会場に参画し、消費生活相談員を目指す人材の育成を図った。〈再掲〉 ・県の消費生活相談員にかかる報酬増額および勤務形態変更による処遇改善を行い、相談員の確保に努めた。	 滋賀県在住者の相談員資格の取得や相談窓口への就労促進を図るため、消費生活相談員と	消費生活センター
	(2)市町の消費生活相語	淡体制の充実強化	支援			
	市町の相談体制の充実強(化への支援	消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町八の交付金 ・市町1台職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプテスクの運営 ・消費生活センター・ヘルプテスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援	[県民活動生活課] ・市町では対応困難な相談条件について共同処理支援を実施(1件)	【消費生活センター】 ・オンラインでの参加が中心となったことで利便性は向上した一方、率直な意見交換等がしてくい状況がある。 ・県全体の相談体制の充実を図るため、県の中核センターとして市町相談担当者の支援ニースを把握し、より有効な支援内容や方法の検討が必要である。特に経験豊富な相談員が退職され後任任態的ない新任相談員の配置となった相談員1人体制の市に対しては県センター全体でサポートをする必要がある。	県民活動生活課 消費生活センター

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績・成果	課題(令和6年度未)	課名
	高齢者権利擁護支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。・成年後見制度、高齢者信待の専門的・技術的助言・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向17)	(1)高齢者虐待対応・養護者支援・成年後見相談事業 ・相談件数 18件 (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐所此セミナー 1回 参加者数:21名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待対応研修会 実践編(2日間)延べ参加者数:91名	高齢化の進展に伴い、高齢者等の権利擁護支援の重要性が一層高まると考えられることから、権利擁護支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要な人が成年後見制度を利用できるよう関係者間の連携・理解の促進に取り組んでいく必要がある。	医療福祉推進課
	県および市町相談窓口の連携強化、情報共 有の推進	・相談窓口担当者情報交換会の開催・市町相談担当者への巡回訪問支援	・市町窓口担当者への支援として情報交換会の開催(3回 参加者数延71名) ・消費生活相談員未配置の町窓口等への巡回訪問の実施(13市5町 延24回) ・市町からの相談を受け付けるヘルプデスクの運営(63件) ・市町では対応困難な相談案件について共同処理支援を実施(1件) <再掲>	・オンラインでの参加が中心となったことで利便性は向上した一方、率直な意見交換等がしに くい状況がある。 ・県全体の相談体制の充実を図るため、県の中核センターとして市町相談担当者の支援ニーズを把握し、より有効な支援内容や方法の検討が必要である。<再掲>	消費生活センター
基本方	市町相談窓口の認知度向上、利用促進	消費者ホットライン188および県内消費生活相談窓口の周知を行う。	【県民活動生活課】 ・啓発チラシ・カレンダーにより悪質商法等の情報提供に併せて、消費者ホットライン188等の周知を図った。く用場う。 【消費生活センター】 「消費生活センター】 ・ベらしのかわら版等において恒常的に相談窓口の周知を行うとともに、「消費生活110番」 事業等を選して消費生活相談の利用促進を図った。 ・高校生、大学、専修学校生向けにインターネット相談窓口周知カードを作成し、配布した (50,000部)(再掲)	[県民活動生活課・消費生活センター] 県政モニターアンケート結果では、消費者ホットライン188および消費生活相談窓口とも認 知度が上がっておらず、さらなる周知強化が必要である。 〈県政モニターアンケートより〉 ・消費者ホットラインの番号1881を知っている消費者の割合 令和4年度:31.7% →令和5年度:34.6% →令和6年度:31.7% ・県内の全市町に消費生活相談窓口があることを知っている消費者の割合 令和4年度:27.2.1% →令和5年度:65.8% →令和6年度:69.4% 〈再掲>	県民活動生活課 消費生活センター
針皿 消費者被害の防止と救済	県と市町の連携による消費者啓発の実施	啓発イベントの開催やチラシ等の配布について協力し、地域における消費者啓発を行う。 ・市町と連携し消費生活に関する催しの開催 ・成人式向けチラシ等の作成・配布	【県民活動生活課】 ・若年者や高齢者向けの啓発チラシ(成年年齢引下げ)について、希望があった市に提供したり、大規模講演会にて配布(金融広報委員会)するなどして、各地域での効果的な啓発につなげた。 【消費生活センター】 <再掲> ・県の「消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月~11月)」に合わせ、県内店舗においてパネル展を実施(最終日には店頭啓発を実施)。 イオンガエバ(精ショッピングセンター(9月9日~18日) イオンタウン彦報(11月19日~18日) イオンタウン彦報(11月19日~28日) ・消費者被害防止共同キャンペーン期間(合わせ、「消費生活パネルキャラバン」と称し、市町の協力のもと県内15市町の施設を巡回してパネルを展示。 ・若者向け密発リーフレットを近畿附票で共同作成(27,000部)し、県内高校や二十歳の集い等で配布するとともに、は前護ででも活用した。 〈街頭啓発〉・「5月の消費者月間に彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施	【消費生活センター】 ・警察や市町と連携しながら実施できているが、局所的な啓発となってしまうことや、効果が 測りにくいことなど、今後の手法について検討か必要である。 近畿府県で共同作成しているリーフレットについて、学校でのペーパーレス化が進んでいる ことや二十歳の集い等で配布が難しいことなどにより、紙以外での啓発手法の検討が課題で ある。〈再掲〉	県民活動生活課 消費生活センター
<i>"</i> 1	■重点施策8 社会的に不利な立場にあ	ある方への支援			1
	(1)的確な情報提供				Г
	高齢者等を対象とした講習会等の実施<重 点施策5(1)(3)再掲>	老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座)・ ・強胎仏報を員会による出前講座	<重点施策5(1)(3)再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター
	関係団体等との連携による効果的な情報提供<重点施策4(1)再掲>	高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、高齢者等一人一人に情報が行き届くよう、関係団体との協定や警察との連携による効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	【県民活動生活課】 - 啓発テラン: (株)平和堂(7月に配付、1月・3月にも配付予定、配付対象約7,000世帯)、郵便局(県内の全郵便局230局へ配架依頼し、10月に計4,600枚を送付済)、京滋ヤクルト販売(株)8,000世帯へ12月に配付、3月にも配付予定) - 啓発カレンター: コープしが、しが健康医療生協(約7,100世帯、12月に配付) < 再掲 > (消費生活センター) 交通安全協会女性団体連合会との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商法等に関する 啓発資料を配付して直接注意と呼びかけた。 実施財間: 7月~12月 対象世帯数: 4,800世帯	【県民活動生活課】 チラシ・カレンダー作成は令和6年度で交付金措置の終了に伴い一般財源の確保が難しく、 廃止となるが、これに代わるデジタル情報が届きにくい方に対する各発の方法が課題であ る。今後は、インターネットの利用が難しい方については、各市町において、地域の民生委員 や介護支援者等から高齢者等にチラシ等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りがで きると考えるので、市町において協力いただくよう依頼する必要がある。また、関係団体とも 連携して効果的な啓発を図る必要がある。<再掲>	県民活動生活課 消費生活センター

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発 等の実施 <重点施策5(1)(3)再掲>	県内各地で高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を行い、消費者被害の事例等について情報提供を行う。	<重点施策5(1)(3)再揭>	_	消費生活センター
	警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供	し、多光が予思される子口寺について同知を行う。	【消費生活センター】 ・悪質商法や特殊詐欺に関する情報を入手した際は、速やかに各地域の警察署に情報提供するとともに、多発する手口等についてはしらしがメール等で周知した。 ・トクリュウに関する情報については、X(旧Twitter)およびInstagramを活用し、より重点的に注意喚起を図った。	県警の防犯アプリ「ぽけっとポリスしが」との連携等を検討し、さらに県民に効果的な周知を	県民活動生活課 消費生活センター
基本方針	消費者の特性に応じたわかりやすい情報の 発信<重点施策4(1)再掲>	幅広い世代に対し消費者啓発を行い、高齢者、若者、障害者、外国人県民など、その年齢間や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費士活に関する情報をわかいやって提供する。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布	<重点施策4(1)再揭>	-	県民活動生活課 消費生活センター
ゴⅢ 消費者被害の	多文化共生推進事業	多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営 (ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 (ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハングル・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)	・外国人相談窓口の運営 月~金 10:00~17:00 相談員 6名 対応言語:ポレトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 今和6年度相談件数 1,274件 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することにより、生活利便の向上を図った。 生活情報紙発行事業・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 44回発行 〈再郷〉	外国人相談窓口から専門機関に繋いでも、その機関が外国人対応をしたことがないなど、その先の対応に繋がりにくいことがあり、相談窓口だけでなく、様々な機関や部署で外国人への対応ができるようにしていく必要がある。<再掲>	国際課
の防止と救済	啓発資料等の作成および配布 <重点施策4(1)再掲>	消費者の年齢層や特性に応じ、啓発資料等を作成・配布。 ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・「くらしのかわら版」の発行	<重点施策4(1)再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター
	啓発資料等の貸出および情報の提供 <重点施策4(1)再掲>	消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載する とともに、希望者への教材等の貸し出しを行う。	<重点施策4(1)再揭>	_	県民活動生活課消費生活センター
	(2)見守り体制の充実強化	·	·		
	高齢者や障害者等の見守り体制の整備促進	安全確保地域協議会設置の具体的な方法や取組事例の情報提供を行う。 う。 ・消費者安全確保地域協議会の設置促進	・消費者行政担当課長等会議において、消費者安全確保地域協議会設置の具体的な方法や 取組事例の情報提供を行った。 5月22日13:30~16:00 オンライン開催 7月、10日に一部自治体で根市、米原市、長浜市、守山市、湖南市、草津市、栗東市)を消 費者庁新未来創造本部と訪問し、消費者安全確保地域協議会設置に係るヒアリングを行い、 設置依頼を行った。	・デジタル化が進む中で、デジタル情報が届きにくい方への対応をより一層手厚くしていく 必要があると考えるので、引き続き、重層的支援整備事業や見守りネットワークの活用を市 町に要請していく必要がある。	県民活動生活課

	消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和6年度実績·成果	課題(令和6年度末)	課名
	高齢者権利擁護支援センターの運営	成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助富および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。・成年後見制度、高齢者信待の専門的・技術的助言・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向 1 プ	(1)高齢者虐待対応・養護者支援・成年後見相談事業 ・相談件数 18件 (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者数:21名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待対応研修会 実践編(2日間)延べ参加者数:91名 <再掲>	高齢化の進展に伴い、高齢者等の権利擁護支援の重要性が一層高まると考えられることから、権利擁護支援体制のごらなる充実を図るとともに、必要な人が成年後見制度を利用できるよう関係者間の連携・理解の促進に取り組んでいく必要がある。<再掲>	医療福祉推進課
	高齢者や障害者等の見守り支援者の育成	民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修 の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り 意識の向上を図る。 ・見守り支援者研修会の開催	・民生・児童委員など見守り関係者を対象に出前講座(くらしの一日講座)を実施。消費者トラブルの事例や対応策を伝えた。(講座実績20回のうち見守り支援者向け6回) <再掲>	民生委員等へのさらなる周知強化に向けて市町と連携しながら実施する必要がある。<再掲>	消費生活センター
基本方針Ⅲ	見守りのための資料の配布	消費者庁と連携し、見守り支援者・団体や、警察、見守り講座参加者等に 高齢者等を見守る際の注意点や専門家へつなぐための解説を記載した 資料を配布する。	消費者庁等より見守りに係る啓発資料や研修についての情報共有があれば、随時各市町、県 センターに情報提供を行い、見守り支援者等に共有するよう図った。	現在、見守りに関係する資料を各市町および県センターに共有する際に、見守り関係者にも 共有していただくよう依頼した旨記載し、共有しているが、そのことを認識されていない市 町が多いことが課題である。 見守りが必要な方については、各市町において、地域の民生委員や介護支援者等から高齢 者等にチラン等を直接手渡してもらうことで効率的な見守りができると考えるので、市町に おいて協力いただくよう依頼する必要がある。	県民活動生活課
消費者	警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供 <重点施策8(1)再掲>	悪質商法や特殊詐欺に関する情報を警察と県消費者行政部局が共有 し、多発が予想される手口等について周知を行う。	<重点施策8(1)再揭>	_	県民活動生活課 消費生活センター
被害の防	「高齢者等の消費者被害110番」等の開設	タイムリーな事例に関する「消費者被害110番」を開設し、相談の掘り起こしを図る。	インターネット通販における消費者被害の防止と救済を目的に、「インターネット通販トラブル 110番」を開設した。 期間:12月2日~1月31日 相談件数:128件	消費者被害110番の窓口の周知強化が課題。また、110番終了後の啓発・周知方法の検討が必要である。	消費生活センター
止	■重点施策9 法令違反事業者等への指	導強化			
と救済	特定商取引法、景品表示法、消費生活条例等 に関する事業者指導の強化	特定商取引法、景品表示法、消費生活条例等に基づく調査を行い、指導 や行政処分を実施する。	【県民活動生活課・消費生活センター】 関係法令に違反した疑いのある事業者についての調査を行った。 ・特定商取引法・消費生活条例違反 指導件数:3件(うち2件消費生活センター) ・特定商取引法・消費生活条例等に関する事業者との面談:45件(消費生活センター) <再掲》	【県民活動生活課・消費生活センター】 特定商取引法に係る指導対象となった事業者は、主に法令のルールを知らない中小企業や 個、事業者である。特定商取引法こついては、事業者からの相談対応を行っているが、より 多くの中小産業や個人事業者に対する適正なルールの周知が課題である。引き続き、事業者 からの相談対応等の機会を利用して、適切なルールを周知していく必要がある。< 有掲〉	県民活動生活課 消費生活センター
	消費者被害に関する情報提供体制の構築	専門検査員を通して警察との連携を強化し、消費者被害の未然防止に つなげる。	架空請求や特殊詐欺、違法と思われるウェブサイト等に関する情報を入手した際には滋賀県 警察に提供した。	個人情報等の取扱いに留意しつつ、スピード感をもった情報提供が課題である。 引き続き警察と連携を図り、消費者被害の未然防止に取り組む。	県民活動生活課 消費生活センター
	国・他都道府県との連携強化	消費者庁・近畿経済産業局・他都道府県と連携し、広域案件の調査等を 実施する。	各種会議や全国共通のシステム「PIO-NET」および「特商法執行NET」等を活用し、当県における事業者調査の状況を他自治体と共有するとともに、他自治体における調査の状況に関する情報を収集した。	他府県等と情報共有はしているものの、事業者指導等に向けた具体の連携までは図れていないことが課題である。 引き続き、条例・法令違反のおそれのある悪質な事業者の情報を収集する中で、他都道府県 においても消費生活相談が入っていたり、広域におよぶ事例がある場合は国および他都道 府県と情報共有を行い、連携を図り調査を実施し、消費者被害の未然防止に取り組む。	県民活動生活課 消費生活センター